

令和 8 年第 1 回（3 月）定例会

# つがる市議会会議録

令和 8 年 2 月 26 日 開会

令和 8 年 3 月 13 日 閉会

つがる市議会

# 令和 8 年 第 1 回 つがる市議会 定例会 会議録目次

第 1 号 (2月26日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に参加した者の職氏名	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第5号～議案第32号の上程、提案理由の説明	5
・ 議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度つがる市一般会計補正予算(第10号))	
・ 議案第6号 令和7年度つがる市一般会計補正予算(第11号)案	
・ 議案第7号 令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)案	
・ 議案第8号 令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)案	
・ 議案第9号 令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第5号)案	
・ 議案第10号 令和7年度つがる市下水道事業会計補正予算(第5号)案	
・ 議案第11号 令和8年度つがる市一般会計予算案	
・ 議案第12号 令和8年度つがる市国民健康保険特別会計予算案	
・ 議案第13号 令和8年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案	
・ 議案第14号 令和8年度つがる市介護保険特別会計予算案	
・ 議案第15号 令和8年度つがる市下水道事業会計予算案	
・ 議案第16号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及びつがる市 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例案	
・ 議案第17号 つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案	
・ 議案第18号 つがる市農産物加工センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例案	
・ 議案第19号 つがる市ふるさと創生物産広場条例の一部を改正する条例案	
・ 議案第20号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	
・ 議案第21号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案	

・議案第22号	つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案	
・議案第23号	つがる市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案	
・議案第24号	つがる市教育委員会委員定数条例を廃止する条例案	
・議案第25号	つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	
・議案第26号	つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案	
・議案第27号	つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	
・議案第28号	つがる市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案	
・議案第29号	つがる市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	
・議案第30号	つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター及びつがる市柏農産物加工センター)	
・議案第31号	第3次つがる市総合計画案	
・議案第32号	つがる市過疎地域持続的発展計画案	
散会の宣告		9

## 第 2 号 (3月2日)

議事日程		1 1
本日の会議に付した事件		1 1
出席議員		1 2
欠席議員		1 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名		1 3
職務のため議場に出席した者の職氏名		1 3
開議宣告		1 4
一般質問		1 4
14番 成田克子議員		1 4
8番 長谷川榮子議員		1 9
1番 平田浩介議員		2 8
散会の宣告		3 6

## 第 3 号 (3月3日)

議事日程		3 7
本日の会議に付した事件		3 8
出席議員		3 9
欠席議員		3 9
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名		4 0
職務のため議場に出席した者の職氏名		4 0

開議宣告	4 1
諸般の報告	4 1
一般質問	4 1
2番 三橋あさみ議員	4 1
5番 齊藤 渡議員	4 7
総括質疑	5 2
予算特別委員会の設置	5 2
議案等委員会付託	5 3
散会の宣告	5 3

#### 第 4 号 (3月13日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 7
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 7
開議宣告	5 8
諸般の報告	5 8
予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決	5 8
総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	5 9
教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 0
日程の追加	6 1
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第33号 令和7年度つがる市一般会計補正予算(第12号)案	
議案第34号の上程、説明、採決	6 3
・議案第34号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件	
議案第35号～議案第37号の上程、説明、採決	6 3
・議案第35号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	
・議案第36号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	
・議案第37号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	
市長の挨拶	6 4
閉会の宣告	6 6
署 名	6 7

# 第 1 号

令和8年2月26日（木曜日）

## 令和8年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和8年2月26日（木曜日）午前10時開会、開議

#### 1 開会、開議宣告

#### 1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(令和7年度つがる市一般会計補正予算(第10号))

議案第6号 令和7年度つがる市一般会計補正予算(第11号)案

議案第7号 令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)案

議案第8号 令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)案

議案第9号 令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第5号)案

議案第10号 令和7年度つがる市下水道事業会計補正予算(第5号)案

議案第11号 令和8年度つがる市一般会計予算案

議案第12号 令和8年度つがる市国民健康保険特別会計予算案

議案第13号 令和8年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第14号 令和8年度つがる市介護保険特別会計予算案

議案第15号 令和8年度つがる市下水道事業会計予算案

議案第16号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及びつがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第17号 つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議案第18号 つがる市農産物加工センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第19号 つがる市ふるさと創生物産広場条例の一部を改正する条例案

議案第20号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第21号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第22号 つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第23号 つがる市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営

に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第24号 つがる市教育委員会委員定数条例を廃止する条例案

議案第25号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案第26号 つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

議案第27号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第28号 つがる市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

議案第29号 つがる市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第30号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター及びつがる市柏農産物加工センター)

議案第31号 第3次つがる市総合計画案

議案第32号 つがる市過疎地域持続的発展計画案

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	粕 谷 竜 一
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
教育総務課長	小田桐 勇 人
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

---

◎開会、開議宣告

- 議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、令和8年第1回つがる市議会定例会を開会します。
- それでは、会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信した日程のとおりであります。
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、平田浩介議員、2番、三橋あさみ議員を指名します。
- 

◎会期の決定

- 議長（木村良博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
- お諮りします。今定例会の会期は、タブレットに配信した会期及び審議予定表のとおり、本日から3月13日までの16日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（木村良博君） ご異議なしと認め、会期は本日から3月13日までの16日間とすることに決定しました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（木村良博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 地方自治法第121条第1項の規定に基づく今定例会の説明員については、タブレットに配信した名簿のとおりであります。
- 監査委員から例月出納検査の令和7年度の11月から12月分の報告書の提出があり、それぞれタブレットに配信しております。
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎議案第5号～議案第32号の上程、提案理由の説明

- 議長（木村良博君） 日程第4、議案第5号から議案第32号までの計28件を一括議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 提案理由の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

初めに、このたびの大雪による雪害でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

市内各地で積雪量が増加し、市民生活への影響が懸念されたことから、令和8年1月30日に豪雪対策本部を設置し除排雪作業の強化や被災者支援などを行ってまいりました。ボランティアや市職員による除雪隊を編成し、延べ76人が68件の除雪作業を行ったほか、災害救助法が適用された16件を除雪業者に依頼し対応したところであります。

今回の対応を検証し、今後も予想される豪雪への対策を検討してまいりたいと、そう思うてございます。

それでは改めまして、令和8年第1回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分1件、予算案10件、条例案14件、指定管理1件、その他2件の合わせての28件であります。

まず、専決処分についてご説明申し上げます。

議案第5号 専決処分した令和7年度つがる市一般会計補正予算（第10号）は、今冬の豪雪対策として、市道や公共施設等の除排雪経費に加え、災害救助法の適用による除雪作業委託のほか、果樹生産者に対しての融雪剤購入助成などについて追加したものであり、早急に措置する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。

議案第6号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第11号）案は、本年度の事務事業の精査、建設事業の工事費確定などにより所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算から3億4,727万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を271億9,886万6,000円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、ご説明申し上げます。

2款総務費において、普通交付税の追加交付により、令和8年度以降の臨時財政対策債償還金への対応として、減債基金積立金を計上しております。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

地方交付税のうち普通交付税については、追加交付により3億2,000円を追加しました。これにより普通交付税の総額は97億9,379万4,000円となっております。

国県支出金及び市債におきましては、事業の完了等に伴う補正となっております。

また、財源調整につきましては、各基金からの繰入金によって、全体の補正額を調整したところであります。

議案第7号から議案第10号までの令和7年度各特別会計及び下水道事業会計の補正予算につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明を申し上げたいと存じます。

次に議案第11号 令和8年度つがる市一般会計予算案についてご説明申し上げます。

令和8年度の当初予算の編成にあたっては、人口減少・少子高齢化対策、魅力ある農業の推進及び子育て・健康づくり対策の充実を重点課題とし、限られた財源を最大限活用し、真に必要な施策に重点的に配分しながら予算編成をいたしました。

その結果、一般会計の予算規模は250億2,000万円となり、前年度比4億1,000万円の増額、率にして1.7%の増となっております。

それでは、歳出における主なるものにつきまして、款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費においては、国スポ・障スポ大会開催に係る経費、木造駅周辺整備基本計画作成業務のほか、民間賃貸住宅建設支援事業などを、新たに計上しました。

3款民生費では、車力地区温泉施設の整備事業について令和7年度からの継続事業として計上したほか、旧車力地区の保育所解体事業を見込んでおります。

4款衛生費では、ごみ処理基本計画作成事業や斎場の照明器具LED化改修工事を計上しました。

6款農林水産業費では、車力集出荷貯蔵施設改修工事、木造漁港の護岸工事や防波堤改修工事などについて計上いたしました。

7款商工費では、事業承継支援事業や産業団地整備事業、つがる地球村相撲場屋根建設工事を新たに計上しました。

8款土木費では、木造若緑団地の建替事業のほか、道路・橋梁の補修事業費について計上しました。

9款消防費では、高規格救急自動車、消防指揮車の整備事業のほか、旧コミュニティ消防センターや旧消防屯所の解体事業を計上いたしました。

10款教育費では、縄文遺跡群ガイダンス施設の実施設計や部活動の地域展開事業などを計上いたしました。

次に、歳入の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税につきましては、前年度比1億7,784万6,000円を増額し、28億4,665万7,000円を計上しました。

地方特例交付金につきましては、環境性能割交付金が廃止され、地方特例交付金によって補填されることから、3,426万4,000円を増額し、5,126万4,000円を計上しました。

地方交付税については、普通交付税において、物価高騰や人件費の上昇による増額を見込み、1億円増の91億円を計上しました。

繰入金につきましては、24億589万8,000円を計上し、財源調整のための財政調整基金繰入金は、10億8,841万1,000円となりました。

市債につきましては、前年度比930万円増の20億4,960万円を計上しました。

以上が令和8年度一般会計予算の概要であります。

議案第12号から議案第15号までの令和8年度各特別会計及び下水道事業会計予算案につきましては、予算特別委員会のご審議の際に詳細にご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第16号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及びつがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案は、関係省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業計画に基づく固定資産税の課税免除の適用期限を延長するものであります。

議案第18号 つがる市農産物加工センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、現在建設中のつがる市柏農産物加工センターの工期の延長に伴い、条例施行日を改めるものであります。

議案第19号 つがる市ふるさと創生物産広場条例の一部を改正する条例案は、ふるさと創生物産広場内に設置されていた施設の撤去に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改めるものであります。

議案第21号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員の旅費について市職員の旅費制度の例によることとするため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案は、簡易サウナ設備に関する基準を新たに規定するものであります。

議案第23号 つがる市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙に係る公営に要する限度額を改めるものであります。

議案第24号 つがる市教育委員会委員定数条例を廃止する条例案は、教育委員の定数について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する定数とするため、当該条例を廃止するものであります。

議案第25号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案は、幼児期の教育と小学校教育の連続性を図るため、つがる市幼保小連携推進協議会を設置するものであります。

議案第26号 つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案は、一般廃棄物処理業の許可事務をつがる市西北五広域連合へ移管することに伴い、当該事務の規定を削除するものであります。

議案第27号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、子ども・子育て支援納付金の創設による課税額の規定の追加並びに基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率を引き下げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 つがる市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援法等の一部改正により、当該事業が令和8年4月1日から給付制度として開始されることに伴い、事業の運営に関する基準を新たに定めるものであります。

議案第29号 つがる市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、基準府令の一部改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

議案第30号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件は、つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター及びつがる市柏農産物加工センターの指定管理者を指定するものであります。

議案第31号 第3次つがる市総合計画案は、市政における最上位計画である総合計画について、令和17年度までの基本構想並びに令和12年度を目標年度とする前期基本計画を策定するものであります。

最後に、議案第32号 つがる市過疎地域持続的発展計画案は、第3次つがる市総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、必要な特別措置を講じるため策定するものであります。

以上、提出議案等の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご承認、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提出議案の説明といたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（木村良博君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日、2月27日から3月1日まで、議案熟考及び休日のため休会となります。3月2日月曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前10時22分）

# 第 2 号

令和 8 年 3 月 2 日 (月曜日)

令和8年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和 8年 3月 2日（月曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	粕 谷 竜 一
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
教育総務課長	小田桐 勇 人
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

---

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内であります。

---

◇ 成 田 克 子 君

○議長（木村良博君） それでは、通告順に質問を許可します。

第1席、14番、成田克子議員の質問を許可します。

成田克子議員。

〔14番 成田克子君登壇〕

○14番（成田克子君） 皆様おはようございます。

第1席を賜りました五和会の成田克子でございます。

議長よりお許しをいただいておりますので、一言ご挨拶させていただきます。

この冬は想定外の積雪により甚大な被害が多発し、雪おろし作業中に落雪に巻き込まれて、亡くなられました方々には心よりお悔やみ申し上げます。

本市においては、今年も高齢者世帯除排雪支援隊が派遣されており、お世話になった高齢者の方より感謝のお言葉が届いておりますので、この場よりご報告させていただきます。

それでは質問に入らせていただきます。

今回は3点ほどお伺いいたします。

まず通告の1番、ペット同伴の避難所についてですが、動物好きの方々は、老若男女多様化する家族の形の中で、ペットも家族の一員として深い愛情を注ぎ、ペットは犬、猫ではなく、子どもの子として、寝食ともに飼育されている方々は年々増加傾向にあるそうです。業界団体のペットフード協会の推計によると、犬と猫の飼育されている数は全国で1,813万匹で、同年の15歳未満の子どもの数1,512万人をペットが上回っていると発表されております。

本市においては、猫については把握されておりませんが、犬は1,500匹ほど登録されております。

本市は幸いにして東日本大震災以後は、指定避難所を使用するような事案はございませんが、万が一、災害時に指定避難所へのペットの受け入れは可能でしょうか、お伺いいたします。

次に（２）のペットと一緒に入居できる高齢者施設についてでございますが、ペットを飼っている一人暮らしの高齢者の方は飼っていない人に比べ介護費用が半額に抑えられているとする研究結果を、東京都健康長寿医療センターのチームがアメリカ科学誌プロスワンに発表したとの記事を目にいたしました。ペットの飼育による社会保障費の抑制を明らかにしたのは今回が初めてだそうです。ペットに対する愛情の深さをうかがい知ることができますが、本市にはペットとともに入居できる高齢者施設はあるのでしょうか、お伺いいたします。

通告２の野良猫の問題でございます。

野良猫が地域の人に迷惑をかけている糞尿被害、鳴き声、悪臭、車に傷、庭や畑を荒らす等で毎年聞かされている地域の苦情があり、行政にも相談電話も寄せられているようです。春の訪れを待ちわびているのは私たちだけでなく、野良猫もそうです。花壇や野菜畑の土壤に与える、汚損被害は広範囲にわたり、近隣住民の悩みの種となっております。

このような被害防止を図るためにも、本市でも猫の不妊去勢手術費用の助成事業を行ってはどうでしょうか、お伺いいたします。

これで１回目の質問を終わります。

よろしくお伺いいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。

成田議員の最初の質問でございますが、災害時に指定避難所にペットの受け入れが可能かというご質問でございます。

本市は災害時の避難所としてまずは85施設、指定してございます。それから福祉避難所として11施設、これも指定してございますので、合計96施設が存在することになってございます。

現在、ペットと一緒にスペースにすることができる避難所があるかとの質問ですが、現時点ではございません。ゼロでございます。

避難所を開設する際の目的ですが、まずは人命が最優先と。人が最優先であるということの基本にしていますが、避難所に避難している方々は集団生活をするようになりますから、様々なストレスであるとか、体調面もすぐれない、そういう状態の中であって、例えば全員がですね動物が好きかということでもないの、やはり動物の鳴き声にも慣れない人もいるでしょうし、臭いも気になる方もいると。それは当然そういう様々な人があると思っています。動物アレルギーがある人もいることも当然承知しています。

冒頭申し上げましたとおり、人命あるいは人の避難が最優先でございますので、現在ではまだ避難するときに同居することはできないということになっております。飼い主さんのペットも家族の一

員だということはもう十分承知していますが、現時点では、ペットの避難は、本市の避難所においては屋外でのペット専用のスペースで対応するというようにしています。

前回、3年前でしたっけ、大雨のときは、避難指示出しましたが、県内でペットを連れてきていといと、一緒にいるわけじゃないんですが、外で避難させるということで、ペットもオーケーという指示を出したのは県内でも数少なかったというふうに記憶しています。従いましてこれから様々なケースがあると思います。生活の対応も変わってきます。その時々世相に合わせて、あるいは状態に合わせて、避難の仕方も検討していきたいと思っていますところでもあります。

他の質問については、各担当部から説明させますのでよろしくお願いします。

私からは以上でございます。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 私の方からは、ペットと一緒に入居できる高齢者施設があるかについてお答えいたします。

現在、本市では犬猫などのペットと入居できるグループホーム、特別養護老人ホームなど的高齢者施設はないと把握しております。

なお、昨年、弘前市にペットと入居可能な住宅型有料老人ホームが開設されたとの情報もございまして、今後、情報収集に努め、市民からの問い合わせ等に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村良博君） 高橋民生部長。

○民生部長（高橋 勉君） 私の方からは通告2の、猫の不妊去勢手術についてお答えいたします。

まず最初に、飼い主がいない野良猫などの法律上の取り扱いについてご説明いたします。

野良犬については、基本的に狂犬病予防法に基づき、県が捕獲収容等を行います。

一方、野良猫につきましては、動物愛護管理法に基づく対応となりまして、事故や疾病などにより保護の必要がある場合を除き、依頼を受けても県は原則引き取りしないこととなっております。野良猫の不妊去勢手術についてですが、繁殖防止策としては効果があるものの飼い猫と異なりまして、捕獲し動物病院へ連れて行き、手術をさせ、元の場所へ返すという慣れない作業、また、多くの時間を要すること、そして手術費用の負担が課題となっております。その金銭的な負担軽減策としては、議員ご提案のとおり、全国的に手術費用の補助制度が見られますが、ほとんどの自治体の一部補助にとどまっております。補助制度を創設してはいるものの、さらなる費用の増額を求める意見が続出しているところでございます。

本県におきましては、県が青森県地域猫活動支援要領を定めまして、地域猫活動を実施する団体に対し、不妊去勢手術に関する費用を無料とする支援制度を創設しております。この支援制度を受けるためには、1点目には2世帯以上の地域住民で活動し、餌やり、排せつ物の処理を行う担当者を届け出ること。

2点目には、活動する地域の住民からも理解を得られていること、という要件になっておりまして、特に2点目のご近所の理解を得ていることがなかなか難しいものではないかと考えてございました。

本ご質問を受けまして、改めて県の方に支援状況を照会しましたところ、本市におきましては令和4年からこれまで2件、本年度、7年度のみなんですけど、利用実績があることを確認いたしました。本市における県の支援制度の利用実績を鑑みまして、議員ご提案の補助制度については、新たに創設せず、手術費用の負担がなく、有用な県の支援制度を利用させていただくよう広く周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ただいまは詳細なご答弁ありがとうございました。

それでは再質問に入らせていただきます。

まず（1）のペット同伴での避難所についてでございますが、福祉避難所を除き85か所の避難所について、災害時はまず人命が優先することと考えておりますが、ペットを飼育している方々にすれば、ペットの命も同等に尊いものでございまして、ともに避難できる環境を望んでおられます。ご答弁によりますと、ペットの避難所は、野外にペット専用のスペースを設置して対応することとございますが、季節によっては今年のように豪雪に見舞われたり、悪天候にさらされるなど、劣悪な環境も想定されます。

そこで、ペット同伴の避難所の開設に当たり、具体的に2点について提案させていただきます。

まず1点では、85か所ある避難所を地区別に割り振りしてみますと、車力地区、柏、稲垣、森田の4地区には15か所ずつ、旧木造地区には25か所にする、合計85か所になります。この5地区に各1か所ずつの、犬猫のペット同伴専用の避難所を設置すれば、普段から毎日の散歩で声掛けをし、顔を合わせているペット仲間の集団生活ができますので、ペットにはストレスのない環境を与えられると思っております。

次に2点目では、緊急時の避難のトラブル回避に備えて、平時より犬猫の飼い主の方々から参考意見等を聞くため、検討委員会の設置を提案させていただきたいと思っております。

この点についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 議員提案の合併前の旧5町村に各1か所のペット同伴専用の避難所の設置ということでございますけれども、専用の避難所とするための施設の改修にかかる経費や備品等にかかる経費、さらには、ペット専用避難所とする施設所在の地域から指定避難所が1か所減となることから、そこに住む地域の方々の理解も得ることが必要となります。

本市の指定避難所は通常時は、小中学校などの教育施設、体育館や集会所などとして使用されて

いることから、ペット専用避難所として使用することへの施設管理者の理解と協力も必要となります。ペット専用避難所の設置は、実現に向けて検討してまいりますけれども、早期の設置は見込めない状況でございます。現状で可能なペット専用避難所としては、屋外であってもテントを張るなど、雨風がしのげる対策を講じたスペースを確保することでの対応と考えております。

次に、飼い主の方々による検討委員会設置の提案についてでございますけれども、飼い主の方々からの要望や意見を聴取する機会や場所等を設けまして、そこで集まった意見などを避難所運営に反映させることで対応したいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ただいまは大変建設的なご答弁をいただき、ありがとうございました。

そこで、昨年某新聞社が災害時に指定避難所に移る場合、ペットの犬や猫をどうすればよいのかについて、県内40市町村を対象にしたアンケート結果が発表されております。

某新聞社のお許しをいただいておりますので、その一部を抜粋して報告させていただきます。

ペットの受け入れには、40市町村において温度差があるとし、ペットの受け入れが可能な指定避難所を具体的に設定していると答えたのは、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、平川市、今別町、鱒ヶ沢町、板柳町の9市町村で、全体の約2割にとどまっております。本市は、すべての避難所でペット専用のスペースを設けると回答しております。

災害時には何より人命が優先される。しかし、近年はペットは家族の一員という意識が浸透し、ペットを連れた避難は動物愛護というだけでなく、飼い主の心のケアの観点からも重視されているとし、そのため、国では市町村に対し、避難所でペットの受け入れの整備を整えるよう促していると報道されておりました。関係部局に対しましては、これまでのご尽力に感謝申し上げ、今後の取り組みに期待して、次に移らせていただきます。

(2)のペットと一緒にの施設については、弘前市にそのような施設が新設されたようですので、市民からのお問い合わせにはよろしく対応して下さるようお願いいたします。

再質問はございませんので、次に移らせていただきます。

次に、2の野良猫問題についてでございますが、野良猫問題は、地域の方々の永遠の課題だと思っております。

野良猫がかわいそうだと思い餌を与える人、野良猫に畑を荒らされて怒り心頭で困っている人、両者が狭い地域でトラブルなく歩み寄り暮らしていくためにも、野良猫対策について広報つがる等で周知徹底を図っていただくことを要望いたしまして、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

◇ 長谷川 榮 子 君

○議長（木村良博君） 続いて、第2席、8番、長谷川榮子議員の質問を許可します。

長谷川榮子議員。

〔8番 長谷川榮子君登壇〕

○8番（長谷川榮子君） 改めて皆様おはようございます。

通告の第2席を賜りました長谷川榮子でございます。今議会もどうぞよろしく願いいたします。

質問に入る前に、議長からお許しをいただいておりますので、一言発言していきたいと思っております。

前段の議員からもありましたが、今年は想定外の大雪ということで、不幸にも亡くなられた方もいらっしゃるようで、本当にお気の毒だと思っております。心からお見舞いを申し上げたいと思っております。また、市民の皆様も連日の大雪と大寒波で、雪片付けなどで体調を崩した方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。それでもつがる市の除雪体制というのは、毎年感心するんですけども、今年は特に除雪が素晴らしく、近隣の市町村から比較すると、本当につがる市の除雪隊は頑張ったなと心から感謝申し上げる次第でございます。

連日、青森市の除雪の対応などがテレビ報道で、新聞などで報道されておりました。それと比較すると、つがる市は、除雪は、毎年そうなんですけれども、上手だというか、までだというか、丁寧だというか、この除雪の体制にとっては私は三重丸をあげてもいい、いつもそう思っております。本当に消防の皆様、土木関係の皆様、大変お世話になりました。これからは毎年雪とのつき合いがあるわけでございますけれども、どうぞ今年の冬も引き続き、今のような丁寧な除雪、排雪などに取り組んでくださいますように重ねてお願いを申し上げて、感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

それでは質問に入らせていただきます。

今回は2点ほど通告しておりますので、通告順について質問してまいりますので、担当部長よろしく願いいたします。

まず通告の1点目、東京事務所について。

（1）これまでの取り組み状況と実績、費用対効果を検証しているのか、まず伺います。

そして（2）今後、産業用地造成に伴う企業誘致に係る事務所の活用を考えているか。

これは東京事務所の開設に当たりましては、職員の方を派遣されて、つがる市の物産などのPRはもちろんです。第1は企業誘致、長年の悲願でございます。人口減少の原因の1つは、地元若い人たちが働く職場がない。何としても若い人たちに地元に残って欲しいということで、長年企業誘致に頑張ってきたと思っております。この東京事務所、派遣されている3名の職員でしょうか。この方々はこの企業誘致のお仕事は、私は大変ご苦労されているのではないかと常日頃から心配しております。あの大都会に行ってつがる市を宣伝し、何とかつがる市で企業を立ち上げて欲しい。そういうことで頑張っているはず。けども、雲をつかむような、そんな感じではないでしょうか。

いつも、わからない。大会社、中小企業もあるんでしょう。そういうところに行って、1からつがる市をPRする。来て欲しい。何とかつがる市に企業を立ち上げて欲しい。頑張っている職員のことを考えると、いつもご苦労されているんだろうなと心にかけております。

そこで、今般、県でGX戦略地域、これを経済産業省に本格的に書類を提出して、青森県全体で企業誘致に取り組むということが発表されております。このニュースは、普段から市長からちょこちょことお話を伺っておりまして、私たち議員団は、絶好のチャンスと捉えて、何としてもこの企業誘致、今を逃しては二度とチャンスが来ない、そういう思いで私は、私ばかりじゃなく、全職員、全議員がこの県の発表に、大きく期待を寄せているはずです。そこで、今回のこの質問になるわけですが、新聞の報道によりますと、そのほとんどが南部地方が中心に計画されているような感じですが。南部といたら、むつ小川原開発、六ヶ所を控えておりますので、こういうことを進めるには大変有利な条件にあるんでしょう。その六ヶ所を初め、青森、八戸、六戸、むつ市ぐらいで、つがる市が津軽地方でただ1か所の候補地になるんだそうです。長年の悲願でございました企業誘致、若い人たちの雇用の場確保のため、何としても今回のこのチャンスを逃すわけにはいかない。それはここの議場におられる皆さんは、皆同じだと思っております。

そこで、今回の2点目の質問、今後産業用地造成に伴う企業誘致に係る事務所の活用を考えているのかの質問になります。

経済部長、詳細にお知らせいただきますと助かります。よろしく申し上げます。

そして2点目の通告、つがるブランドについて伺います。

この、つがるブランドは合併した当時、前市長が声高らかに取り上げた事業と認識しております。

そこで(1) これまで事業に要した経費は幾らか。

(2) 現在のブランド8品目以外の品目を今後検討しているのか伺います。

そして3点目、ブランドの新たなPR方法を検討しているのか。

ブランドについては、以上3点を質問いたします。

担当部長よろしくお願ひ申し上げます。

1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 改めましておはようございます。

それではまず1点目、東京事務所、これまでの取り組み状況と実績、費用対効果を検証しているのかについてお答えいたします。

本市の東京事務所は、令和元年度に開設し、本年度で7年目となり、現在3人の職員で業務を行っております。東京事務所の取り組みは、本市の行政運営に必要な情報収集と情報発信の機能を担うものであり、主に中央省庁との連絡調整や企業誘致、本市の魅力PRや特産品の販路開拓、市場調査、観光、移住定住のPRなどの推進を図り、本市への関心度と認知度の向上に取り組んでおり

ます。中央省庁との連絡調整においては、国とのパイプ役として、国からの情報収集を行い、本市の各部署へ情報の提供を行っております。

企業誘致においては、国や県、県人会や津軽まほろば会などから情報をいただきまして、企業やホテルへ誘致の訪問を行い、優遇措置などのPRをしてございます。本市の魅力PRや特産品の販路開拓、市場調査については、首都圏で行われるイベントのほか、本市にゆかりのある企業が入居しているビルなどでの特産品の販売を行うなど、本市の魅力を発信してございます。

観光、移住定住においては、観光、移住定住のイベントへの参加をはじめ、移住希望者などの相談や、つがるファンクラブによる首都圏と地元との交流事業を行い、本市の魅力をPRしてございます。また、令和元年7月にオープンしたアンテナショップ果房メロンとロマンについては、オープンからの来場者数は令和8年1月末現在で8万1,976人となっており、年間の売り上げは約1,300万円から1,600万円に推移しております。令和6年度からは、売上から事業収益の一部を差し引いた事業収入563万5,446円を納入しております。果房メロンとロマンは、本市の情報発信の場であり、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ウェブなどで取り上げた件数は、令和6年度末で1,366件ございました。

東京事務所の費用対効果については、今までの活動や取り組みなどにより、確実に本市の認知度向上につながっているものの、企業誘致の実績やアンテナショップの運営などにおいては、課題があるため、今後も検証を続け、より効果が得られるような取り組みをしてまいりたいと思っております。

次に、今後、産業用地造成に伴う企業誘致に係る事務所の活用を考えているのかでございしますが、東京事務所においては、これまでも企業誘致に向け、企業の訪問などの活動に取り組んでまいりました。しかし、誘致先としては立地場所が廃校の跡地などが中心で、企業の立地条件に見合うところがない状態でした。

先日、県で申請した国のGX戦略地域制度に本市も含まれており、本市の産業団地整備も計画に盛り込まれております。今後整備された後には、交通やインフラなどを含め、企業側の立地条件に応えられる受け皿ができることとなりますので、これまで以上に企業訪問などを通じて、企業誘致活動に注力し、国、県と協力しながら、誘致の実現に向けてまいりたいと考えております。

次に2点目のつがるブランドについての1点目、これまで事業に要した経費は幾らかについてでございます。

農産物のブランド化のため、本市では合併して間もなく、つがるブランド推進会議を設立し、農産物のブランド化に向けて取り組みを行ってまいりました。主な取り組みといたしましては、ブランド化の確立のため、つがるブランド認定制度を設け、農産物や加工品の品質向上とイメージアップを図りました。また、つがる市農産物の知名度向上のため、農産物を取り入れたキャラクターで、今では市民のみならず、県外の方々からも認知されるようになった、つがるちゃんを誕生させました。その他にもPR活動として、県外市場へのトップセールスや首都圏での農産物PR販売、メ

ロン・スイカフェスティバルや収穫体験ツアーといったイベントの開催、新技術開発のためメロン水耕栽培実証実験や農産物を活用し、加工品として開発したジェラート専門のお店、農家の刺客の運営も行っております。こうした活動を行うため、これまでに要した経費は、平成17年度から令和6年度まで拠出した補助金の実績で7億4,894万円となっております。これから財源として充当した地方債、県支出金である核燃税交付金等の合計3億5,010万円を差し引きすると、実質3億8,850万円となります。

続いて2点目、現在のつがるブランド8品目以外の品目を検討しているのか。これまでのブランド化の取り組みは8品目を主体に行ってまいりましたが、8品目の農産物以外でも作付面積が増え、市場でも評価されている品目もございます。そうしたことから、そうした農産物を対象としていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

つがるブランドの3点目、ブランドの新たなPR方法の検討でございますが、現在行っている農産物のPR方法につきましては、首都圏や各イベントにおいて行う農産物のPR販売や農産物の出荷先である県外市場でのトップセールス、メロン・スイカフェスティバルといったイベントを開催して、消費者、市場関係者にPR活動を行っております。新たなPR方法といたしましては、これまでの活動を継続しつつ、SNSを活用したブランド農産品や各種イベントの情報発信に努め、効果的なPRにつながっていくよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） まず、ブランド関係に、じゃなかったごめんなさい。東京事務所ですけれども、果房メロンとロマンの来場者数が8万人超えたということですが、あの小さなお店に8万人ということは、よっぽどにぎわってるんですね。もしかしたら、おいでになったお客様座ることができないほどのにぎわいなんではないでしょうか。そんなににぎわってますか、まず部長。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） メロンとロマンについては、予約しなければ座れないときもあるほど、結構それなりに混み合っている、入っているところでございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 大変結構なことだと思います。さすが大都会の東京ですね。

この辺でしたら、あのくらいのお店がならずと大体1年に7、8千人ということになりますよね。ぜひ、つがる市にもそういう場所が欲しいなというふうにつくづく感じます。

そこで、8万人もの来店者があつたら大分事業収益が上がっているはずですが、その辺はどうなってますか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 果房メロンとロマンの事業収益でございますが、令和5年までは、契約

の中には、事業収益を還元するような条項はございませんでした。

それからオープンしてから5年経った令和6年度におきまして、経営も安定していることから、収益の一部を市に還元できないものか協議しまして、令和6年度より契約を見直して、収益の一部を市に納入することと改めております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 大分前に進みましたよね。以前は、市の方には幾ら儲かっても全然入っていなかったと思いますけれど、金額はともかくとして、収益の一部が市の方にも入っているということは大変よかったなと思ってます。

ところで、この東京事務所の年間予算は幾らになりますか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 東京事務所の令和7年度予算は総額で4,766万3,000円となっております。内訳は、物販・カフェ運営委託料が2,726万7,000円。P R・情報発信事業委託料が508万4,000円、事務所借上料が924万円、その他事務所運営費が628万8,000円となっております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 4,700万余り、これが多いか安いかは一概に言えないということは私も承知してます。

先ほどの説明ですと、大分マスコミ等にも取り上げられて、つがる市のことを宣伝されているようで、その宣伝効果というのは一概に目に見えるものではないということも承知しております。でも、決して金額が少ないわけではありませんので、いつも頭に入れておくべき金額ではないかなというふうに思います。

ところで、その果房メロンとロマンで、つがる市産以外のメロン、今はつがる市のメロンは出荷されてないわけで、それでも果房メロンとロマンは営業しているわけですよ。

じゃあどこのメロン使ってるんでしょう。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 果房メロンとロマンのつがる市産以外で使用しているメロンでございますが、すべて国産でございます。青肉メロンが静岡産のクラウンメロンを使用しております。

赤肉メロンは高知産の土佐メロンなどをメインに使用しております。

つがる市産で青肉メロンはタカミ、赤肉はレノンを使用しております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 以前、何回かだと思んですけども、柏の水耕栽培のメロンもこの果房メロンとロマンに送って使っていたということがあったようでございますけれども、この水耕栽培メロンの現状と今後の可能性について教えてください。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 水耕メロンの現状と今後の可能性ということですが、現在取り組んでおりますメロンの水耕栽培については、令和元年から積雪地帯における栽培の実証実験を行い、令和5年度からガラス温室に18槽の栽培槽を設け、温泉熱を利用して、年に3回の収穫を目標に栽培に取り組んでございます。収穫されたメロンは主に、東京神楽坂アンテナショップの果房メロンとロマン、それから市内の飲食店にスイーツ用として提供販売しております。メロン水耕栽培に着手した令和2年度から6年度までに要しました総支出額は運営費、設備整備費用合わせ6,684万円となっております。

メロンの水耕栽培の今後の可能性についてですが、水耕栽培の普及状況は、本市以外では、北海道や東北地方、関東一円の生産者や各種団体が設備を導入し広がりを見せてございます。水耕栽培は、最大の特徴である肥料、水、温度の一括管理による栽培が可能であることから、生産性の効率化、労働力不足の解消に大きな役割を果たすものとするため、生産者への普及を視野に進めております。しかしながら、水耕栽培を行うには高額な設備投資が伴います。

現在、栽培実証を進めている当施設では、ガラス温室と温泉熱利用の方法は、一般の普及には難しいものと考えられるため、普段使用しておりますビニールハウスと燃料による熱源利用での栽培方法について検証する必要があります。今後は水耕栽培の生産性、コストを検証、分析し、生産者にとってより効率的な経営につながる手法を提示できるよう水耕栽培のマニュアル化、運営手法を取りまとめて、普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 全国で、この水耕栽培で成功してる例はあるんでしょうか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） メロンの水耕栽培の事例といたしまして、水耕栽培技術を確立した東京町田市にある中小企業は、収穫したメロンを市内の店舗やふるさと納税返礼品として独自のブランド名で販売を展開しております。

その他、栃木県や福島県、北海道の各生産者も同様に独自ブランド名で販売を展開してございます。

水耕栽培の最大の利点として、作業の軽減化、効率化が図られる管理も容易となることから、年間の作付数を増やして独自販売への着手が容易となっております。今後、メロンの水耕栽培は、農業経営の新たな手法として、今後も広がりを見せていくものと思います。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 水耕栽培でメロンができるのはわかりました。

今はメロンばかりじゃなくて、イチゴとか、レタスとか、いろんな野菜、葉物野菜も水耕栽培で成功してる例があります。

青森県の場合は、むつ市で取り組んでいるトマトも、多分水耕栽培の方法だというふうに認識しております。ただ、このつがる市でこの水耕栽培、農家の人に取り組んでいただくには、部長どうでしょうか。正直言って、農家の人に取り組むには採算が合うのか。初期の設備投資。今、市で取り組んでいるのは、以前柏にあったガラス温室とあそこは温泉があるから成功というか、水耕栽培のメロン、私たちも試食させてもらったことがあります。甘くて売れるなというふうに感じて試食したことがあります。ただ、この雪国、今年のような大雪のときでも可能なものなんでしょうか。農家に取り組むには半端な覚悟では取り組めないと思います。植えたからには、ちゃんと収穫をして出荷をして、そして経費を差し引いて、若い人たちにこれなら水耕栽培で食べていけるというところまでいかなければ、私は成功とは言えないのではないか、そういうふうに思いますけれどもいかがでしょうか。率直な思いというか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 確かに今、議員の言われたとおり、作るからには儲けなければいけないというのが前提でございますので、市としましてもそのような状況になれるよう、これからマニュアル等を整備して農家の方に進めれるようなものを作っていくたいと思っております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 確認ですけれども、この水耕栽培、今までどのぐらい投資されてますか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 先ほども申し上げたところでございますが6,684万円でございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） まだ本格的に出荷はしてないんですね。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） はい。現在、温泉の方もちょっと故障がありまして、冬は作っておりません。年間も3回の予定ですが、いろいろな病害虫とか病気もありまして、完璧にはできておりませんが、確実にメロンの個数はできております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） これも金額。これは市民の税金ですので、しっかりと頭におくべき金額だと思います。成功してるとか、失敗だとか、私は言いません。今進行形で、個人の人に取り組むには、この金額では無理というのが私の正直な感想です。答弁はいいです。

水耕栽培メロンについては、まだ言いたいことがありますけれど時間の関係で次進みます。

通告の2点目の産業用地造成に伴う企業誘致に係る事務所の活用を考えているか。これについてもうちょっと、担当部長もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 先ほど申しましたとおり、今までは学校の跡地とかそういったものでし

かございませんので、企業の方もなかなか、企業の立地の条件に合わないということでございまして、これからは先ほどのGX戦略地域で整備されますと、様々なことが、条件ができてきますので、中央の方にそういったものをPRして、県、国、それから一緒に企業の誘致に向けて宣伝PRしていきたいと思っております。積極的にいきたいと思っております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） このGX戦略地域での整備の予定期間は何年でしょうか。

予定期間を短縮するというのはできないものなんでしょうか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） GX戦略地域の申請では、整備計画は5年ということで計画してございます。

現在、用地選定や企業ニーズ調査の業務委託をしております、それによりまして用地選定に向けて業務を進めているところです。それで用地が決まりましたら、整備計画の短縮について、決まったところ、様々な許可とか協議事項がございますので、県及び関係機関と計画期間が短縮できるよう連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） これはもう本当に、本当に腹を据えてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、市長この件についてひと言何かお考えがありましたらお知らせいただけませんか。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） 計画上は5年なんですけども、県ともやり取りしてまして、可能な限り早くやってくれというふうに県の方からも言われています。市の内部でも事務方には、もう5年の計画のスケジュールはあるんですが、これを縮めろと。最初私2年でやれと。5年のものを。それはちょっと無理だから勘弁してくれと言われて、やれるものは全部前倒しでやって1年でも早く、3年あるいは4年で完成できるようにというふうに事務方の方には指示していますし、県の方にもその旨伝えております。ということは、県も、私どもの早めの計画推進に対しては協力するという約束を取っていますので、県と市と、それから国と3者合わせて協力していきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 県とは大変良好な関係と思っております。それほど心配はしていないんですけれども、何としてもこれを形にして欲しい、ものにして欲しい、そういう思いでいっぱい、今回の質問に至ったわけです。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次、つがるブランドについて。この事業に要した経費は幾らぐらいになりますか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 平成17年度から令和6年度までの補助金は7億4,894万円です。

それから、その中から財源として地方債、県支出金の合計が3億5,010万円。差し引きすると実質で3億8,850万円となります。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） このブランドを立ち上げて20年ぐらいになるわけなんですけれども、できたらメロンの場合は、商標登録までいったならば大成功ということになると思うんですけど、それでもこの8品目を立ち上げてからは、つがる市のこの8品目は、大分、認知度が広まったというか、それなりの効果はあったというふうに私は思います。けれども、これで満足することなく、やっぱりこれからPR方法、また8品目以外のいいものがありましたら、それらもどんどんPRしていくべきだと思うんですが、その辺について、いま一度お願いします。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 確かに今議員おっしゃられたとおり、8品目については非常に認知度も上がって、売り上げも上がってございます。それ以外の品目についても、例えばブロッコリーであるとか、そんなものも非常に生産面積も広がってききましたので、そういったものについても、市としてはブランドに加えていけるよう、これから検討してまいりたいと思っております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） いろいろ語ってきましたけれども、市長、就任以来市長はいろんなことにチャレンジしてきました。そのやる気というか、アイデアというか、行動力というか、チャレンジ精神は本当に素晴らしいものがある。もう心からそう思います。けれど、チャレンジしたものすべてが成功とはいかないこともあるわけです。その時は、やっぱり立ち止まって、引き返すのも一つの勇気ではないかなと思います。

先ほどから金額などいろいろ述べてきましたけれども、参考にさせていただいて、進めるべきもの、また、そこで引き返すもの、そういうのもぜひ市長には持ち合わせていただきたい、そう思うものです。

どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時15分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 平 田 浩 介 君

○議長（木村良博君） 第3席、1番、平田浩介議員の質問を許可します。

平田浩介議員。

〔1番 平田浩介君登壇〕

○1番（平田浩介君） 第3席を賜りました五和会の平田浩介でございます。

初めに、このたびの大雪による雪害でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは早速でございますが、質問の方に入らせていただきます。

今回はつがる市の雪対策についてと木造駅前開発について質問をさせていただきます。

まず、つがる市の雪対策について質問いたします。

昨年も雪の多い年でしたが、今年は特に短期間に大量の雪が降り、しかも長い期間断続的に雪が降り続き、市民生活に大きな影響を与えました。平年の2倍の積雪を記録した地域もあったと聞いております。除排雪が追いつかない状況は単なる不便ではなく、命を脅かす問題だと思っております。気候変動の影響も指摘される中、これまでの想定に基づく体制では限界がきているのではないかなと思っております。

そこで、今年の実態を踏まえ、今後の雪対策について質問していきたいと思っております。

1点目、生活インフラとしての雪対策について質問します。

今回の雪で、問い合わせや要望、苦情は何件くらいあったのか教えていただきたいと思っております。

2点目、雪対策の環境整備について質問いたします。

雪捨て場の状況はどのようになっているのか、教えていただきたいと思っております。

3点目、災害レベル雪害への備えについて質問します。

市のホームページにも載っておりますが、令和8年1月28日につがる市豪雪警戒本部を設置し、市は対応しておりましたが、市内の積雪及び今後の降雪量を考慮し、1月30日につがる市豪雪対策本部へ移行しております。この豪雪対策本部設置の基準はどのようになっているのか教えていただきたいと思っております。

次に、木造駅前開発について質問いたします。

木造駅は皆様も知ってのとおり、しゃこちゃんの巨大モニュメントがあり、全国でも珍しい強烈なインパクトがある駅舎でございます。そのため、多くの観光客の皆様も訪れて駅舎を写真で撮ったり、記念撮影をしたりしている様子が多々見られております。木造駅はつがる市の玄関口であり、観光、交通機関の要でもあります。ただ一方で、駅前のにぎわい創出、空き地、空き店舗対策、公共交通との接続など課題がたくさんあると感じております。

そんな中、市長が木造駅などの観光資源を活用し、にぎわいのある空間をもう一度創出したい。木造駅前の本格的な再開発に取り組むと発表していただきました。大変ありがたく思っております。

すごく期待しております。

そこで質問ですが、市長が考える木造駅前での将来的ビジョンについて教えていただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 平田議員の木造駅前開発について、将来的ビジョンはどうなっているんだということでございます。

今質問にもあったようにですね、木造駅、でっかいしゃこちゃんが張りついています、これを見に来る人が非常に多くて、私もたまにどういう人が来ているんだろうというふうに行っています。写真を撮りながら、たまには私が写真のシャッターを押すというサービスもしていますが、そこでは一切一般市民です。誰とは言いませんでしたが、そういうにぎわいが、にぎわいという人が集まる要素がある駅前であるというふうに感じています。

ただ、合併して20年、だんだん1年ごとに寂しさが増すというかにぎやかさがなくなっていく駅前をずっと見てて、これは、いずれは何とかしなきゃいけないんだとずっと思っていました。今のこの発表の前段で、駅前の道路を、駅に続く県道ですが、あれをもう1回整備したいというふうには商工関係の皆さんには伝えておりました。ただ、道路だけをやっても駅前のにぎやかさは戻ってこないだろうということで、様々な駅前にある観光資源をもう1回、再発掘して、ブラッシュアップして、駅周辺の総合的な整備をする時期なんだろうと思っています。本構想により、将来的に駅前が活性化すること、そしてにぎわいが少しでも戻ること。それに加えて、市の魅力向上と観光振興に寄与して、そこに外貨が落ちるようなそういう駅前にしたいと考えているところであります。

ご指導のほどよろしくお願ひします。

以上であります。

他の質問については、担当部の方から説明させますのでよろしくお願ひします。

○議長（木村良博君） 高橋建設部長。

○建設部長（高橋隆治君） それでは私の方からは、平田議員からの（1）生活インフラとしての雪対策の1回目、今回の雪による問い合わせ、要望、苦情等の件数についてお答えいたします。

今年度はですね、1月初めから末にかけてほぼ連日降雪が続くなど例年と比較しても異例な状態となりました。これに伴いですね、市民の皆様から寄せられた除排雪に関する問い合わせ、要望及び苦情等につきましては、特に1月中旬以降、電話対応等が集中し、通常業務と並行して随時対応を行ったことから、個別案件ごとの正確な件数集計の方には至っておりません。しかしながらですね、対応の実態の方を把握するため、土木課職員の方の対応状況をもとに試算したところ、1日当たり

概ね30件程度の問い合わせ対応があったものと推定され、1月1日から降雪が落ち着いた2月16日までの47日間で換算いたしますと約1,500件程度の苦情等があったものと推察されます。

続いて平田議員からの（2）雪対策の環境整備についての1回目の質問、雪捨て場の状況についてお答えいたします。

一般市民の方の雪捨て場としては、木造地区の旧成人病センター、こちらの跡地を指定しております。その雪捨て場についてはですね、今月の24日の段階で満杯となりですね、現在閉鎖している状況です。またですね、旧町村単位で路線除雪や公共施設の排雪用に雪置き場を複数か所確保しておりますが、これらは原則として一般利用を想定したものではありません。

しかしながらですね、今年の豪雪においては、市民の方から雪捨て場に関する問い合わせが多数寄せられたことから、森田地区の旧育成小学校、旧森田村役場及び旧おらほの湯跡地について臨時的に一般利用用としてご案内をしたところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 私からは豪雪対策本部の設置基準についてお答えいたします。

現在、青森県が本市に設置している積雪量の観測所は、車力観測所と林観測所の2か所ございます。その中の林観測所については、県道114号菰槌木造線の沿線に設置されており、風により雪が飛ばされることから、積雪量がわずかしか観測されません。そのことから、令和5年度に市街地の積雪量を計測参考にするために、银杏ヶ丘公園内に簡易観測所を本市が独自で設置したところでございます。

そこで対策本部の設置についてでございますけれども、まず、初期段階に設置される豪雪警戒本部、警戒本部でございますけれども、これは車力観測所の積雪量が70センチ、林観測所が40センチ、银杏ヶ丘公園簡易観測所が90センチに至り、今後も断続的な降雪が見込まれ、市民生活に大きな支障が生じる恐れがある時に設置されます。さらに積雪が増加した際に設置される豪雪対策本部の設置基準でございますけれども、それは3点ございます。

1つ目が、車力観測所の積雪量が100センチ、林観測所が60センチ、银杏ヶ丘公園観測所が120センチに至り、今後さらに降雪量が増加し、長期化が予想される場合に設置されることとなります。2つ目が、市内幹線道路の交通状況が悪化するなど、市民生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合。3つ目が、市内において豪雪被害が実際に発生したとき、または発生する恐れがあると認められる場合。

以上の3点のいずれかの状態となった場合に豪雪対策本部を設置することとなります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございます。

それでは生活インフラとしての雪対策について2回目の質問をさせていただきます。

47日間で約1,500件ということで、対応された職員の皆様大変お疲れ様でございました。ただ、それほど今年の雪は市民生活にとって脅威だったということだと思えます。そのような中でも担当部局、また業者の皆様の朝も夜も関係なく、1日中対応してくださったこと、大変なときもありましたが、スピーディーに除排雪をしてくださり心から感謝を申し上げたいと思います。

そこで2回目の質問になりますが、除排雪の基本方針、優先順位、除雪出動基準、出動回数判断基準について教えていただきたいと思えます。

○議長（木村良博君） 高橋建設部長。

○建設部長（高橋隆治君） 平田議員の2回目の質問、除排雪の基本方針、優先順位、除雪出動基準、出動回数判断基準についてお答えいたします。

除排雪の基本方針につきましては、つがる市除雪事業計画に基づき、幹線道路においては、原則として2車線幅員の確保を基本としております。

生活道路、その他の道路につきましては、1車線幅員の確保及び必要な待機所の設置を原則としております。

次に、除雪出動基準につきましては、降雪5センチから10センチ程度を目安としておりますが、これに満たない場合であっても、吹きだまりの発生や、路面状況の悪化等により、交通に支障が生じる、または生じる恐れがあると判断される場合には、出動しております。

除雪作業の実施にあたっての優先順位や出動回数基準、こちらの方は設けずですね、各路線における積雪状況及び通行状況を随時確認し、実施することとしております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

特に優先順位を設けず、雪の状況に応じるということでしたが、幹線道路はもちろんなんですけども、バス路線、スクールバス路線、子どもたちの通学路の確保、警察、消防、病院周辺など、道路の大きい小さい関係なく優先すべき道路はあるかなと思っております。

今年も柔軟に対応していただいたと思いますが、今後もイレギュラーで、また降雪、積雪が急に増えるときもあるかなと思っておりますので、今後も柔軟に対応してくださるようお願い申し上げます。

続いて質問いたしますが、空き家の前の雪が交通に支障をきたしている場所を何か所か見られました。このような空き家の雪に対する対応はどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（木村良博君） 高橋建設部長。

○建設部長（高橋隆治君） 平田議員からの3回目の質問、空き家に対する除排雪への考え方等についてお答えいたします。

空き家からですね、道路部分へ張り出した雪につきましては、通行の安全確保及び道路機能の維持の観点から、これまでも可能な限り道路除雪作業の中で対応しているところでございます。

空き家の適正管理に関する対応につきましては、所管される部署において実施されるものでございますけれども、道路管理部局としての立場から、通行の安全確保を最優先に、道路除雪の範囲内で可能な対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

せっかくですね除排雪したところでも、やはりそういう空き家等があり、車もそうですが、歩行者も道路にはみ出して歩かないといけない状況に今年もなっておりました。安全確保の観点から、今後とも迅速な対応をよろしくお願いいたします。

答弁は結構でございます。

次に雪対策の環境整備について、2回目の質問をさせていただきます。

雪捨て場の状況は満杯ということでわかりました。ありがとうございます。

ただ、2月中旬から気温も少しずつ上がり、雪解けが進み、雪捨て場がこれ以上いっぱいになることはもうないと思いますが、来年以降もどのような天気、天候になるかわかりませんので、雪捨て場の確保など、計画を今一度見直す時期が来ているのではないかなと思っております。ぜひご検討の方よろしくをお願いいたします。

また、雪捨て場まで運べない方も多くいるかなと思っておりますので、そちらの対応も考えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それで2回目の質問となりますが、雪捨て場確保の困難、除排雪が追いつかない状況が今後もあるかもしれません。先ほどもありましたが、幹線道路などの主要道路は除雪されても、小道や路地に入ると追いついていない状況が今年も見られました。今後は、ますますそういった状況が続くと思われるんですが、前からもしつこく言っていることなんですけれども、ぜひ流雪溝、融雪溝の整備、またはそれに代わる融雪設備の整備は今後必要になってくるかなと思っておるんですけども、市としての考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（木村良博君） 高橋建設部長。

○建設部長（高橋隆治君） 平田議員の雪対策の環境整備の2回目の質問、流雪溝、融雪溝の整備についてお答えいたします。

融雪溝については旧県道においてですね、道路幅員の確保を目的として、県により整備されたものでございます。融雪溝の整備は、排水断面や排水流末の流入量の確保といった道路条件やですね、水源確保、地域合意を前提として実施する必要があります。流末の冠水被害といった2次被害についても検討が必要があり、その他にもですね、維持管理体制の確立、事業費等の諸条件を総合的に

整理し、検討する必要があることから、現在は新たな整備計画はない状況にあります。

今後につきましては、冬期間の状況や必要な諸条件の整理を行いながらですね、調査検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

近年、短期集中型の降雪で大変なのは、おそらく1か月半から2か月くらいだと思いますが、それでも市民の皆様が安心安全に生活していくためには、何らかの整備をしていかなければならないと思っております。特に小道、路地、あとバス路線になっている道路など、必要なところはやっぱり整備が必要だと思いますので、早めに調査検討していただき、整備のほうを何とかよろしくお願い申し上げます。

答弁は結構でございます。ありがとうございます。

続いて、災害レベル雪害への備えについて2回目の質問をいたします。

設置基準についてはわかりました。ありがとうございます。つがる市豪雪対策本部の重点対応として、高齢者世帯の見守り強化、除雪支援の強化があると思いますが、今年森田地区で屋根からの落雪でお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。天気予報などで天候、気温等の変化は事前に皆様も確認しながら生活しているかと思いますが、自分は大丈夫だと思っても、実は危険な場所、危険なことはいろいろなところに潜んでおります。雪害や事故を防ぐためにも、事前警戒体制及び危機管理体制を強化していく必要があるかと思いますが、市としてどのように考えているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 事前の警戒体制、危機管理体制の強化についての質問でございますけれども、今後は、気象情報などにより豪雪が予想される場合には、庁内で組織する警戒連絡会を直ちに立ち上げ設置し、各種警戒対策事項を検討することで、早期対応できるよう準備いたします。そしてまた、市ホームページや、公式LINEなどを活用して、市民の方々に対し、除排雪中の事故防止等を含め、雪に関する情報発信を努めてまいります。さらに、単身の高齢者や障害者世帯など、豪雪の際、援助が必要となる要援護者の状況を日頃から把握し、災害本部等の設置の際は、要援護者への早期の対応、さらには児童等の通学路の安全確保や、生活道路及び緊急車両の通路の確保、消防水利の確保などの雪害対策が直ちに実施されますよう体制の強化に今後努めてまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

市の対応として、すばらしいことだと思いますのでよろしく申し上げます。

ホームページや公式LINE等での情報発信、部長が言ったとおり情報提供を行い、事故のないよう事故を未然に防ぐように呼びかけが大切だと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは3回目の質問になりますが、市の職員だけでは高齢者の住宅を見回り除雪対応等を行っていくのは大変なことだと思っております。

そこで若者や企業のボランティアを募ったり、消防団に依頼し協力をしてもらったりして、除雪等を行う除排雪制度や小型除雪機の貸し出し制度等の新しい取り組みも今後は必要になっていくのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 本市では現在、自力で除雪を行うことが困難な65歳以上の単身の方や高齢者のみの世帯を対象に、自宅玄関から生活路までではありますけれども、有料で除雪支援事業を実施しております。本年の豪雪により、除雪支援事業を受託している事業者もフル回転で対応してきたところなんですけれども、記録的な豪雪により支援が間に合わない事例も多数確認されております。現在市内で36の自治会が宝くじのコミュニティ助成事業を利用して除雪機の整備を行っております。

そこで、今後の豪雪時の新たな取り組みとして、除雪機を整備している各自治会へ地域の除雪支援の対応をお願いするなど、協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、この取り組みは車力の牛潟地区において、令和6年度より事業を実施してございます。

また、消防団を活用することは非常に有効であると思われまますけれども、消防団員も火災発生時の消防水利確保のために、市内にある消火栓や貯水槽等の除雪作業も行っていることから、団員の協力にもちょっと厳しい状況にあるのかなとは思われます。

しかしながら本年のような豪雪時には、自治会と共同での消防団による支援などについて、消防本部とも協議しながら今後の取り組みの強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ありがとうございました。

今後も今年のような積雪、豪雪またはさらに大変な命に関わるような状況もあるかもしれません。そのようなときにでも迅速に対応できるように、今のうちから整備、準備していかなければならないと思っておりますので、未来を見据えた備えしっかりとお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。答弁は結構でございます。

次に、木造駅前開発について、2回目の質問をさせていただきます。

市長から、将来的ビジョンを今お話していただいております。

ただ、もうちょっと具体的なビジョンというか、整備等をどういうふうに考えているのか、現時

点でもよろしいのでありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） もう少し詳しくということですが、駅前がじゃあ、どうあればいいのかと。どうあるのがつがる市の駅前としてふさわしいのかというのは、多分、個人個人で様々な考えがあると思います。

まずは駅を使用している一般の電車を利用してる人、それから電車を利用して、木造駅を利用している高校生、観光客、様々な利用客があるんですが、そのどの立場からもこの木造の駅はいいよなど。駅前もいいよなど思えるような、駅前を作るのが将来のビジョンであります。じゃあ、どういう駅前にするんだということになると思うんですが、まず現在、駅で世界遺産を見に来る人、高山稲荷を見に来る人、そっからバスに乗るわけですが、バスがなかなか小回りがきかないということで、観光バスが乗り入れても楽に切り回しができるような駅前にしたいと。当然ロータリー造ってくるって回るんですが、そういうこともしていきたいなと思っています。

それから、観光客や来訪者が立ち寄って飲んだり食べたり休んだりする場所を確保したいということでもあります。今現在駅前にあるのが食堂1件のみでございますので、その近辺にある有効活用できるような建物を整備して、コーヒーも飲める、お土産も買える、高校生が帰り車を待つ間勉強ができる、そういう施設を張りつけていきたいと思っています。

それから、購買活動もお土産を買うことができる、そういう最低限の行動ができる駅前を目指しているということでもあります。この構想を進めるにあたって、じゃあどこから始まるのということですが、令和8年度からでございます。

令和8年度は、基本計画と基本設計を事業費として計上しております。

この後の予算特別委員会でそれが明らかになると思いますけども、本事業構想によって、駅周辺は観光拠点として機能することになり、さきに述べた様々な効果が期待されるということでもあります。

駅の活性化は、ひいてはつがる市の活力につながっていく中心市街地の活性化にもつながるんだということを頭の中に入れながら、整備していきたいと思っています。これは結構年数がかかりますので、議員の皆さんのご指導もご協力もいただきたいと思っていますところでもあります。よろしいでしょうか。

以上であります。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） 市長ありがとうございます。

市長のおっしゃるとおり、駅前の活性化は市全体の活性化につながっていくものと、私も思っております。そのためにしっかりと計画を立てていただき、唯一無二で、どこにでも誇れるすばらしい駅周辺エリアを、ぜひ作っていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

私も微力ながら全力で協力させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上ですべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で平田浩介議員の質問を終わります。

本日の一般質問はここまでとします。

---

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 明日は午前10時に会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時49分）

# 第 3 号

令和 8 年 3 月 3 日 (火曜日)

## 令和8年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和8年3月3日（火曜日）午前10時開議

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 総括質疑

議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和7年度つがる市一般会計補正予算（第10号））

議案第6号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第11号）案

議案第7号 令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案

議案第8号 令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案

議案第9号 令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第5号）案

議案第10号 令和7年度つがる市下水道事業会計補正予算（第5号）案

議案第11号 令和8年度つがる市一般会計予算案

議案第12号 令和8年度つがる市国民健康保険特別会計予算案

議案第13号 令和8年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第14号 令和8年度つがる市介護保険特別会計予算案

議案第15号 令和8年度つがる市下水道事業会計予算案

議案第16号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及びつがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第17号 つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議案第18号 つがる市農産物加工センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第19号 つがる市ふるさと創生物産広場条例の一部を改正する条例案

議案第20号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第21号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第22号 つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案

- 議案第23号 つがる市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第24号 つがる市教育委員会委員定数条例を廃止する条例案
- 議案第25号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 つがる市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- 議案第29号 つがる市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件  
(つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター及びつがる市柏農産物加工センター)
- 議案第31号 第3次つがる市総合計画案
- 議案第32号 つがる市過疎地域持続的発展計画案

日程第4 予算特別委員会の設置

日程第5 議案等委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	4番	秋田谷建幸
5番	齊藤渡	6番	田中透	8番	長谷川榮子
9番	成田博	10番	木村良博	11番	佐藤孝志
12番	野呂司	13番	天坂昭市	14番	成田克子
15番	佐々木慶和	16番	平川豊	17番	山本清秋
18番	高橋作藏				

欠席議員（2名）

3番	山内勝	7番	佐々木敬藏
----	-----	----	-------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
会 計 管 理 者	粕 谷 竜 一
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
建 築 住 宅 課 長	秋田谷 有 正
社会教育スポーツ課長	中 田 聖 章
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

---

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに配信の日程のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日、山内勝議員、佐々木敬藏議員より欠席の届出がありましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（木村良博君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 三 橋 あ さ み 君

○議長（木村良博君） 第4席、2番、三橋あさみ議員の質問を許可します。

三橋あさみ議員。

〔2番 三橋あさみ君登壇〕

○2番（三橋あさみ君） 改めまして皆様おはようございます。第4席を賜りました三橋あさみでございます。

早速でございますが、通告に従い、質問に入らせていただきます。

通告の1番ナラ枯れについての質問でございます。

ナラ枯れはカシノナガキクイムシという体長5ミリメートルほどの小さな昆虫が媒介する病原菌の感染により、コナラやミズナラなどが急速に枯れてしまう森林被害でございます。近年、全国的に被害が拡大し、青森県内でも深刻化しております。本市においても、昨年頃から立ち枯れが目立つようになり、緑の木々の中に茶色く枯れた木が点在し、あるいは広範囲に広がる様子も見受けられました。景観への影響に加え、枯れてしまった樹木の倒木リスクも懸念されます。

そこで質問でございますが、本市におけるナラ枯れの発生時期、現在の被害状況、ピークの見通し、またこれまでの対策と今後の計画について伺います。

次に、通告の2番、各種ワクチン接種についての質問でございます。

（1）番、RSウイルス予防接種について。

RSウイルスは、呼吸器感染症の原因ウイルスの1つでございます。

1歳までに約半数、2歳までにほぼ100%の乳幼児が感染すると言われており、主にせき、鼻水、発熱などの風邪症状を引き起こし、強い感染力を持つ呼吸器感染症です。年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、乳幼児が初めて感染した場合、気管支炎や肺炎に進行し、重症化することがあります。特に生後間もない乳児では、入院が必要となるケースもあることが課題となっております。こうした状況を踏まえ、国は本年4月から、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンを定期接種する方針を決定いたしました。このワクチンは、妊婦がワクチン接種することで、母体で作られた抗体が胎児へ移行し、生まれてくる乳児の重症化を防ぐ効果が期待される、いわゆる母子免疫を活用した仕組みであります。

そこで質問ですが、本市におけるRSウイルス予防接種の概要についてお示しください。

続いて、高齢者の新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン接種について。高齢者をインフルエンザや新型コロナウイルス感染症から守るため、毎年秋冬にワクチン接種が実施されております。インフルエンザワクチンは広く認知され、接種も定着しておりますが、新型コロナワクチンは、令和5年5月の5類移行後も、高齢者の定期接種として継続されておりますが、全国的に接種率が低いようであります。高齢者にとってワクチン接種は感染予防のみならず、重症化予防の観点からも極めて重要でございます。

そこで質問ですが、令和6年度以降における高齢者の新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの接種状況についてお示しください。

以上で1回目の質問を終わります。

ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 改めましておはようございます。私からはナラ枯れの現状及び対策、今後の計画についてお答えいたします。

ナラ枯れが出始めてから、そしてピークについて、民有林は令和2年、国有林は令和5年から確認されており、つがる市を含む津軽半島ではミズナラが多く、被害発生から約3年で8割が被害を受けていることから、令和8年からはピークアウトするものと思われまます。

次に、ナラ枯れを抑えるためには、伐倒くん蒸、立木くん蒸処理、おとり丸太法による駆除、殺虫剤による防除が被害拡大を抑えるのに有効的でございます。これまでは県が主体となり行ってきましたが、県内の被害拡大により令和7年度からは新規被害発生市町村のみで実施しております。

今後の計画につきましては、令和8年度は、市の景観及び施設等利用者の安全確保のため、つがる地球村森林公園内のナラ枯れ被害木を113本伐採する、伐採くん蒸処理する予定でございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） おはようございます。私からは、RSウイルス予防接種についてお答えいたします。

RSウイルス予防接種の概要についてですが、本市では、RSウイルス予防接種について、詳細は議員の質問にあったとおりでございます。RSウイルス予防接種は令和8年4月1日より定期予防接種に位置付けられ、対象は妊娠28週から36週6日までの妊婦となります。接種費用につきましては約3万円を予定しております。本市では、厚生労働省の方針に沿って、令和8年4月1日より実施いたします。対象は約100人を見込んでおり、接種にかかる費用につきましては全額公費負担となり、自己負担なしで実施を予定しております。

続きまして、高齢者の新型ワクチン及びインフルエンザワクチンについてお答えします。

新型コロナワクチンの接種率は令和6年度24.5%、令和7年度2月末現在で15.6%となっております。一方、高齢者インフルエンザワクチン接種率は、令和6年度61.5%、令和7年度61.1%となっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問に入らせていただきます。

ナラ枯れについてのご答弁がございました。

様々な対策をしたにもかかわらず、被害発生から3年で8割の被害ということで、非常に深刻な状況であると受けとめているところでございます。今後はピークアウトするとの見通しでございました。しかしながら感染して枯れてしまった樹木は、今後、倒木の危険性も高まると考えます。地球村森林公園の被害木の伐採計画はあるようでございますが、それ以外の公園や公共施設において、倒木の恐れがある箇所はないのかお示してください。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） お答えいたします。

ナラ枯れによる倒木の恐れがある危険箇所については、被害木が広範囲にわたっているため、公園の管理者や土地所有者からの情報提供により把握していることから、現状は把握できていない状態でございます。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 広範囲にわたる被害ということで把握は困難なようでございますが、できれば積極的に情報収集を行って、提供があれば速やかな対応をお願いしたいと思います。

地域を車で走行しておりますと、県道沿いで、ナラ枯れ急増中倒木の恐れあり。走行注意との看板が数か所にわたり設置されている箇所がございます。強風時や積雪など枝の落下なども見受けられ、市民の不安は決して小さくはありません。

今後、伐採計画や県への働きかけなどあるのか伺います。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） それでは、お答えします。

県によるナラ枯れについての伐採計画はないということで聞いております。

また、西北農林水産事務所へ県による伐採、または補助金などについてあるのかどうか確認しましたが、現在のところ実施する予定はないということでした。

ただ、ナラ枯れに限らず、危険木が道路通行上危険である場合は、県道であれば県、市道であれば市の担当者の方に伐採等の対応をお願いしていきたいと思っております。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 県による伐採計画はなく、危険な危険木は対応をお願いするとのことでしたけれども、やはり枯れてしまった樹木は1年から2年で、倒木リスクが高まると言われております。すでに倒木の恐れありとの注意看板も設置されているところでございます。現在、倒木のリスクは予測できることでございます。想定内の事故を起こさないような体制づくりのため、県や関係部署と連携して、監視体制の強化や、必要に応じた伐採など、安全確保に向けた具体的な協議や対策を行うべきと考えますがご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） ただいま議員のおっしゃるとおり、木が枯れてから1年ないし2年で倒木しやすくなり、危険性も増してくることから、引き続きですね、県に働きかけていくとともに、関係機関と連携を図りながら、危険木の把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 市民の安全確保が最優先でございます。危険木の把握、関係機関、県への働きかけなど、迅速な対応をお願いしたいと思います。また、私有地のナラ枯れが道路への影響を及ぼす可能性もございます。私有地所有者への注意喚起や伐採時の注意点などあれば周知も必要と考えますが、本市のお考えを伺います。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） お答えいたします。

ナラ枯れ被害に限らず、倒木の恐れがあるなどの危険木を放置し、そのまま置いた場合、第三者へ損害を与えた場合は、土地所有者の賠償義務が課される可能性が高いことから、こういったものを周知するために市のホームページ、それから市公式LINE、広報つがるにて行いまして、土地所有者への注意喚起を行います。

また、媒介昆虫が盛んに活動する6月から9月については、伐採、枝払いなどを行わないように、併せて周知してまいりたいと思っております。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 今、伐採、枝払いを6月から9月は行わないようにというご答弁でしたけれども、すでに枯れてしまった樹木も6月から9月は行わないほうがいいのか。また伐採してしまった木は焚き木などに使用してもいいものか、その他利用は可能なのか教えていただけないでしょうか。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） お答えいたします。

6月から9月は先ほど申したとおり、媒介昆虫が盛んに活動する期間でございまして、枯れた樹木であっても、そういった媒介昆虫が潜んでいる可能性がありますので、伐採は行わないこととなっております。そして被害木の利用についてですが、くん蒸処理したもの、または被害木を割材とすることで、媒介昆虫の駆除効果が期待できることから、薪や木炭、チップ、ペレットとして利用は可能となります。

ただし、先ほど申しましたとおり、6月から9月は媒介昆虫が盛んであるため、割材にすることはできませんので、よろしくをお願いします。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） わかりました。ナラ枯れの伐採にもかなり注意が必要ということで、ナラ枯れの被害を抑制する観点からも、市民への周知も重要なことだと思ったところでございます。よろしくをお願いします。

最後になりますが、8割にも及んだというナラ枯れですけれども、その被害に遭った枯れた樹木は、時間の経過とともに倒木のリスクは高まっていきます。万が一にも人的被害があってはなりません。改めて市民の安全確保のため、万全の対応をお願い申し上げこの質問は終わらせていただきます。

続いて、各種ワクチン接種について、RSウイルス予防接種について答弁がございました。

自己負担なしで実施予定とのことで、妊娠中の経済的負担がなくて安堵したところでございます。ただ、今回の接種は妊婦を対象とした新しい仕組みでございます。これまで一般的であった乳児への直接接種とはまた異なる予防接種でございます。妊娠中という大変デリケートな時期であることから、接種に対して不安や抵抗を感じる方もいらっしゃるのではないかと考えます。接種対象となる妊婦の皆様が安心して接種を判断できるよう、どのような情報提供や相談体制の整備を行うのか、対応について市の考えをお示してください。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） ただいまの質問にお答えいたします。

定期予防接種となるRSウイルス予防接種は、妊婦さんが対象となるため、関係する部署との連携が不可欠と考えます。特に、妊娠届出の窓口である子育て健康課との連携は重要であり、確実に対象者を把握し、接種勧奨を実施したいと考えております。

また、安心して予防接種を受けていただくために、妊娠届出時の子育て健康課の保健師による保健指導の際に、正しい情報提供を行い、RSウイルス予防接種の説明書、予診票、医療機関一覧表などの案内書類を手渡しをして行い、接種勧奨を実施いたします。

さらに、保健師が実施する妊娠30週の妊婦さんへの面談で、予防接種を受けたかどうかを確認し、接種を受けていない場合は、接種勧奨を再度行っていきます。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 妊娠期っていうことで、妊娠期は心身ともに大きな変化のある大切な時期でございます。不安を抱えることなく判断できる環境づくり、とても重要でございます。すでに関係部署と連携体制ができていますけれども、妊娠届出の窓口をはじめ、関係者の方々がしっかり連携して、対象となる妊婦に寄り添い、不安なく予防接種ができるよう、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、高齢者の新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン接種についてのご答弁がございました。インフルエンザワクチンと比較して、新型コロナワクチンの接種率が低い状況にあるようでございます。新型コロナウイルスの感染力が強く、クラスターを発生する性質は何ら変わってはいません。また、高齢者の重症化リスクも少なくなったわけではありません。

そこで、高齢者施設入所者と在宅高齢者それぞれの接種状況について把握しているのであればお示しください。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） お答えします。

新型コロナワクチンの高齢者施設入所者の接種率は36.8%、施設等に入所していない高齢者の接種率は14.1%となっております。施設入所者に関しては、施設側での取り組みで、接種勧奨を実施していると聞いており、接種率が高くなっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 施設入所者や施設スタッフにとってクラスターの発生って、本当に大変な脅威でございます。施設側の接種勧奨もあり、今回36.8%と比較的高いようではありますが、一方、在宅高齢者が14.1%と低い状況であり、全体的にインフルエンザワクチンと比べ接種率の低さが課題ではないかと考えます。

新型コロナワクチンは、一定期間が経過すると効果が減弱するとされており、特に80歳以上の方の重症化死亡リスクは依然として高い状況でございます。さらに、接種率向上に向けた取り組みが必要ではないかと考えます。

そこで、接種の重要性について改めて周知、啓発の強化、そして高齢者への情報提供を充実させ

るべきと考えますが、市のご見解をお示してください。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症は依然として、高齢者が亡くなるリスクがインフルエンザより高く、感染予防、重症化予防が重要であるため、今後もワクチン接種の必要性について周知を徹底し、接種勧奨に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 新型コロナワクチンの接種率が伸び悩んでいる現状を踏まえて、今後も高齢者への情報提供が確実に届けられ、接種率向上に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

以上ですべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で三橋あさみ議員の質問を終わります。

---

◇ 齊 藤 渡 君

○議長（木村良博君） 続いて、第5席、5番、齊藤渡議員の質問を許可します。

齊藤渡議員。

〔5番 齊藤 渡君登壇〕

○5番（齊藤 渡君） おはようございます。第5席を賜りました絆心会の齊藤渡です。

3月に入りましてめっきり春めいてまいりました。昨日、一昨日と県内の高校では卒業式が行われておりまして、また新しい季節の訪れを感じさせてくれております。

今回ですね、私からは、本市における豪雪対策についてと、2026あおもり国スポ・障スポについて、2点質問をさせていただきます。

それでは通告に従って進めてまいります。

まず1点目なのですが、本市における豪雪対策について、こちらの質問理由でございますが、この冬本市ではですね、災害救助法の適用を受けるほどの積雪がありまして、雪片付け中の不慮の事故でお亡くなりになられた方、または農業用ビニールハウスの倒壊やリンゴの園地における枝折れなどの被害が報告されてございます。まず被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げるものでございます。

そこで、質問なんですけれども、（1）の豪雪対策本部設置に伴い、本市として具体的にどのような対応を行ったか。このことにつきましては、前段の平田議員のですね、内容とかなり重複してございますので、ここの問題は割愛させていただきます。

よってですね、質問なんです、（2）の災害救助法の適用を受けて、屋根雪などの除雪を行った件数はどのくらいあったのかお知らせください。

（3）のその他の豪雪対策についてですが、こちらにもまた前段の平田議員の質問に対しまして、

大変詳細な説明がございましたので、こちらの方も割愛をさせていただきます。

2点目のですね、2026あおもり国スポ・障スポについての質問理由ですが、先日、大鱗温泉スキー場において国スポスキーの競技が行われました。運営に当たりましては、県内外から選手団を受け入れたり、あるいは皇族の方々の接遇、それと傷病者の対応、さらにはボランティアスタッフの管理など、非常にこの業務が多岐にわたっております。10月には本市においても国スポの競技が開催されますから、関係機関の方々は大変ご苦労されているとは推察しますが、国スポの成功に向けて幾つか質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、大会を通して本市を訪れる選手団及び大会関係者、これを応援する方も含むということでお聞きしたいと思います。それはどのくらいの人数を想定しておられるのかお知らせください。

なお、12月議会において成田克子議員も似たような質問されておりますが、ここではちょっと確認の意味も込めて、再度質問するものでございます。

(2) 大会終了後の稲垣体育館についてですが、国スポ終了後の令和8年度をもって閉館するというふうな説明を聞いたような気がしてございます。そのことですね、この国スポが終わった後の施設、そしてその後に何らかの利用計画などあるのかどうか。あるならばどんな形なのかお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 改めましておはようございます。私からは災害救助法の適用を受け、屋根雪などの除雪を行った件数についてお答えいたします。

本市では災害警戒本部、1月28日に設置いたしまして、除排雪支援が必要な世帯の調査や受け付け、把握を行いました。そのうち1月29日ですけれども、災害救助法が適用される、屋根雪により倒壊の恐れのある住家で、自らの労力や資力で除雪を行うことが困難な方15世帯の屋根雪の除排雪について、市内7つの事業者に委託して実施しております。

また、これとは別に社会福祉協議会と連携いたしまして、支援が必要な単身の高齢者や高齢者のみの世帯、または障害者のいる世帯などの現状把握に努めたところでございます。このことにより、高齢や障害等により、玄関から生活道路までの除雪ができないなどの支援が必要な方が全部で68世帯ございました。この68世帯には、航空自衛隊車力分屯基地隊員のボランティア8名、社会福祉協議会から6名、本市職員62名の協力をいただき、4、5名の班を編成いたしまして、すべての除雪支援を行ったところでございます。

続きまして、国スポの選手団及び大会関係者の人数の想定でございますけれども、本市で開催される国スポ競技と会期日数は、バレーボール少年女子が10月11日から10月14日までの4日間、柔道

は全種別でございますけれども、10月17日から19日までの3日間開催されます。

まずバレーボール競技については、4日間で延べ1万1,600人程度。内訳は選手監督が約700人、大会関係者が900人、応援者が約1万人を想定してございます。

柔道競技につきましては3日間で延べ8,400人ほど、内訳が選手監督が1,200人、大会関係者が1,200人、応援者が約6,000人と想定しており、2つの競技を合わせた延べの人数でございますけれども、約2万人の方が競技会場へ訪れることを想定しております。

このように、これほど多くの方々が県内外から本市を訪れる機会はなかなかないと思います。本市のPRという意味でも、格好の機会になるのではないかと考えております。選手団などの受け入れ体制を整えることは、円滑な大会運営のためにも非常に大事なことであります。選手の方々が、最高のパフォーマンスを発揮できるよう、環境を整えまして、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの両大会が素晴らしい大会となるよう今後取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 中田社会教育スポーツ課長。

○社会教育スポーツ課長（中田聖章君） それでは私から通告2の、国スポ・障スポに関する2点目の、大会終了後の稲垣体育館についてお答えいたします。

あおもり国スポ・障スポ大会終了後の稲垣体育館につきましては、令和4年度に策定したつがる市体育施設総合活用計画では、令和8年度まで施設利用をし、その後、適正な時期に廃止、除却するとしてございます。

現在進めている中学校の部活動の地域展開では、部活動の受け皿となる8団体6競技がつがる市認定地域クラブとして令和8年度から活動を行います。

学校開放校の拡大により活動の場を確保してございますけれども、今後の地域クラブ化による体育施設の利用状況、あるいは効率的な利用を考慮した計画の見直しが必要であると考え、体育施設総合活用検討委員会を令和8年度に開催いたしまして、11月末をめどに見直しを行い、明らかにしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） そうでしたらですね、再質問をさせていただきます。

まず1点目の質問なんですけれども、本市における豪雪対策についてですが、災害救助法の適用を受けまして、どのようなことがあったかというのを総務部長の方から説明を受けましたけれども、要救助者などへ除排雪対策の他に何か、その他の対策を講じたものかどうか。講じていたとしたらお知らせ願います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） その他の対策を講じたのかという質問でございますけれども、先ほども申

しましたとおり、本市では災害救助法の適用を受け、1月29日に豪雪対策本部を、すいません、1月29日に救助法の適用を受けまして、豪雪対策本部を1月30日に設置して、被害状況等の把握に努め、様々な対策を講じております。

まず、雪下ろしなどの相談窓口を設置いたしました。

そして、生活道路の重点除排雪、そして緊急車両の通路の確保を実施しております。

そして、要援護者の、これは先ほども申しましたけども、要援護者の状況を調査しまして対応を実施しております。

次に、児童生徒の通学路の確保と子どもたちが通う学校などの施設の安全の確保をしております。

次に、公共施設の雪の状況を把握しております。

次に、消防水利、消火栓や貯水槽ですけども、この除雪を実施しております。これは消防本部や消防団で実施しております。

次に、農業・農業用施設の被害状況の調査をしております。これは、これから農地までやっと思えるようになると思いますので、詳細はこれから判明してくるものと思っております。

あと、一般の方の利用用の雪捨て場の確保をしております。

そして、除排雪ボランティア、この体制を確保しました。

あと、空き家の問題とか、様々な除排雪の要望、苦情など、個々のケースへの対応をしております。

これら市民の安心安全のための対策を講じました。

今後はですね、このような対策が、豪雪の際に直ちに実施されるように、日頃から体制を整えて対応してまいりたいと考えております。なおでございますけれども、各種被害への救済などにつきましては、国、県をはじめ、関係機関と協議して進めております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） ありがとうございます。

今回の災害救助法の適用を受けたことによって、個人的にはその屋根雪を下ろしたり、有償の部分、費用がかかる部分が災害救助法の適用の範囲で、豪雪対策本部っていうのは、ボランティアの方々による除排雪事業なのかなというふうに個人的には理解してございました。非常にですね、多岐にわたる、いろんなことをですね、配慮してやっていただけたんだということがわかりました。大変ありがとうございます。

今、総務部長の方からもございました。今後もですねこういうことが多分あるのかもしれない。不断の努力をですね、していただければすごくいいと思っております。

答弁の必要はございません。

2点目の再質問、2点目になるんですけども、2026あおもり国スポ・障スポについて、宿

泊施設の手配についてですが、この各県から訪れる選手団の宿泊の手配ってというのはどのように行っているのかお知らせください。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 選手団の宿泊先でございますけれども、国スポ開催時における選手団、大会関係者の宿泊先につきましては、県内の各競技が開催されます市町村全体での宿泊施設の調整が必要であります。これらの調整は、県実行委員会が業務委託をしている共同企業体、これは観光バスの会社や旅行会社で構成される共同企業体でございますけれども、この企業体が県内及び近県の宿泊施設を一元管理する合同配宿方式を取り入れて、全体の配宿を調整してございます。

令和7年12月現在の調整状況でございますけれども、本市開催の競技に参加する選手団及び大会関係者の宿泊施設は、市内にあります6施設の他、五所川原市や秋田県の鹿角市、小坂町の宿泊施設が候補に挙げられております。なお、応援の方や競技観戦者の宿泊先につきましては、県実行委員会及び市の実行委員会では調整することはございませんので、各自で対応することとなっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） ちょっと私ですね勉強不足で、当然つがる市で国スポですね、開催されるので、当然、つがる市の宿泊施設で全部賄うのかなと勝手に想像してたんですけど、先ほど総務部長の試算によりますと2万人近くの方がお見えになられます。とてもとても考えてみればつがる市内だけの宿泊施設ではちょっと足りないのかなというのが実情でございます。

今の説明で、やはりその共同企業体っていう、要は代理店みたいな方がいらっしゃって、そこが一元管理をして宿を配宿していくと。本市の他に五所川原、遠くは県をまたぎ鹿角市とか小坂まで、多分車で1時間半とかっていう、なんかそういう規定か何かがあるんだと思いますけれども、そういうふうにですね非常に広範囲の宿泊施設を使った大会運営になっていくのかなと思っておりました。

ここについての答弁は結構です。

最後にですね、もう1点だけお知らせ願いたいと思います。3点目、再質問なんですけれども、先ほど稲垣体育館について、詳細な説明がございました。令和8年度で1回閉館して、その後の利用計画に関しては、今後行われるこの体育施設総合活用検討委員会に委ねられるというふうに今の説明を聞いて認識してございます。稲垣の体育館と、あと他に柏と森田ですかね、あったと思うんですけども、今後、この検討委員会でどういうふうな議論がなされていくのか、もし今の段階で何かわかっていることがありましたらお知らせください。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（鳴海義仁君） まず、計画というものは、その時の状況に応じた見直しをしていくのが

必要だと考えております。

現在の計画は、総合体育館の完成前に作られた計画であり、もう既に3年経過しております。

実際の体育館の利用状況、部活動の地域移行などの現状を踏まえた上で、見直しをしていく必要があると考えております。そして令和8年度において3回のこの検討委員会を開催し、その中で方向性を決めていくということになっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） ありがとうございます。

えっとですね、稲垣体育館に関しまして質問した理由はですね、実はあそこ、旧稲垣村時代に公民館がありました。稲垣体育センターも解体されてしまってますが、体育館が今の体育館と2個並んでいて、いこいの里という宿泊施設がございまして、非常にあそこはあそこで稲垣の中心地としてまとまっていたという事実がございまして。その中でですね、これから稲垣の体育館がどうなっていくのかっていうのはすごく地域の皆さんもですね、非常に興味を持ってですね、見ているというのが実情でございまして。3回の検討委員会の会議の結果どういう形になるのかその会議に委ねたいとは思いますが、何とかいい方向に進めていっていただければと思います。

ちょっと駆け足の質問になりましたが、私の方からはですね、今回豪雪対策と、あと稲垣の体育館と国スポの問題について質問をさせていただきました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（木村良博君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

これで今定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終結します。

---

#### ◎総括質疑

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第5号から議案第32号までの計28件を一括議題とします。  
今定例会の提出議案に対する総括質疑の通告はありませんでした。

---

#### ◎予算特別委員会の設置

○議長（木村良博君） 日程第4、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいまの議案のうち、タブレットに配信した付託表のとおり、議案第5号から議案第15号までの予算関係11件については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま設置した予算特別委員会を本日の会議終了後、この議場に招集します。

---

◎議案等委員会付託

- 議長（木村良博君） 日程第5、ただいま予算特別委員会へ付託した以外の議案については、タブレットに配信のとおり、各常任委員会へ付託します。
- 

◎散会の宣告

- 議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日から3月12日までは、委員会開催等のため本会議は休会とします。来る3月13日金曜日は、午前10時に会議を開き、本日はこれにて散会します。

（午前10時51分）

# 第 4 号

令和8年3月13日（金曜日）

## 令和8年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和8年3月13日（金曜日）午前10時開議

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第5号」～「議案第15号」

日程第3 総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第16号」～「議案第23号」・

「議案第30号」～「議案第32号」

日程第4 教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第24号」～「議案第29号」

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1から日程第4

追加日程第1 議案第33号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第12号）案

追加日程第2 議案第34号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件

追加日程第3 議案第35号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

追加日程第4 議案第36号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

追加日程第5 議案第37号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	粕 谷 竜 一
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
教育総務課長	小田桐 勇 人
下 水 道 課 長	秋 元 淳 一
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

---

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信の日程のとおりです

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、報告第1号の専決処分した事項の報告の件（専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定の件）の報告1件。

監査委員から、例月出納検査の令和7年度令和8年1月分の報告書の提出があり、タブレットに配信しております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第2、議案第5号から議案第15号までの計11件を一括して議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

成田博予算特別委員長。

〔予算特別委員長 成田 博君登壇〕

○予算特別委員長（成田 博君） 改めておはようございます。

それでは、ただいま議題となりました、議案第5号 令和7年度一般会計補正予算から、議案第15号 令和8年度下水道事業会計予算案までの議案11件について、予算特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月3日に、全議員で構成された本特別委員会が設置され、以降、計2日間にわたる委員会を開催し、市長、副市長、教育長及び関係部局長等の出席を求めて予算案の内容等の審査を行いました。

主な経過として、令和7年度一般会計補正予算では、除雪対策費に伴う予算対応、国民健康保険特別会計補正予算では、国保税の増額要因についての質疑、応答がされました。

次に、令和8年度当初予算案は、人口減少・少子高齢化対策、地域経済の活性化、教育・子育て支援の分野に重点的に配分された予算としており、審議においては、特に、財源の状況、各事業における具体的な進捗見込と効果についての質疑があり、執行部から詳細な答弁がありました。

以上、慎重に審査した結果、本特別委員会は、予算案11件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当局におかれましては、委員からの要望事項等を真摯に受け止め、行財政運営に万全を期されることを望み、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第5号から議案第15号までの計11件は、いずれも承認及び原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

◎総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第16号から議案第23号及び議案第30号から議案第32号の計11件を一括して議題とします。

総務経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

田中透総務経済建設常任委員長。

〔総務経済建設常任委員長 田中 透君登壇〕

○総務経済建設常任委員長（田中 透君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本定例会において、総務経済建設常任委員会に付託された議案11件について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月9日に開催し、担当部より詳細な説明を受け慎重に審査を行いました。

その過程において、議論された主なものをご報告いたします。

議案第21号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案について、消防団員の状況と統合の考えはとの質疑に対し、令和7年4月1日時点の910人から25人減少している、統合については検討しているとの答弁であります。

議案第23号 議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正案について、ポスター掲示場に提示する改正内容はとの質疑に対し、ポスターの記載に関する内容や営業宣伝に係る罰則が新たに規定されたとの答弁であります。

議案第31号 第3次つがる市総合計画案及び議案第32号 過疎地域持続的発展計画案については、

基本計画の主な特徴、計画の進捗状況の検証、評価、改善、財源の有効活用について質疑が交わされました。

委員からは、人口減少問題を解決するため、若い世代や子育て世代にとって魅力的なまちとなるよう実効性を持った計画とし、施策目標を達成していただきたいとの要望がありました。

審査の結果、議案11件について、全員一致により、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、各委員からの質疑について、十分に反映されるよう意見し、委員長報告といたします。

最後に、この場をお借りして皆様に報告がございます。

去る3月9日、議長、正副委員長の3名で、今冬の豪雪被害により被害を受けた農業用施設に関し、被災ハウスの撤去・処分に対する支援、県の支援事業への市独自の上乗せ補助や単独補助事業の創設の2点について市長へ要望書を提出いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第16号から議案第23号及び議案第30号から議案第32号の計11件は、原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### ◎教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第4、議案第24号から議案第29号の計6件を一括して議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

成田博教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 成田 博君登壇〕

○教育民生常任委員長（成田 博君） 本定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は、3月9日に開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の過程において、各委員からの質疑について、主なものを申し上げます。

議案第24号 つがる市教育委員会委員定数条例を廃止する条例案では、教育委員減により地域住民の意見が反映されないのではとの質疑に、教育委員は、地域の教育行政の意思決定とチェック役を担う非常に重要な存在であり、教育の根本的な基本方針等を決定する役割を持っている。法律での定数は、地域のバランスを考慮して選ばれるものではなく、保護者代表、地域住民、有識者などと異なる立場の人を配置するとし決定したとの答弁。

議案第27号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案では、県内で税率が統一されると伺ったが予定はとの質疑に、令和12年度を目標としている。税率が統一された場合、現在の税率から引き上げになる可能性は十分に考えられるとの答弁を受けたところであります。

以上、慎重に審査した結果、付託された議案6件については、採決の結果、全員一致で原案どおり可決と決しました。

執行部におかれましては、審査の過程において各委員からの質疑及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第24号から議案第29号の計6件は、原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（木村良博君） ここで、タブレットに配信のとおり、議案第33号から議案第37号までの議案5件が提出されました。これを日程に追加し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して本会議で直ちに審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、日程を追加し、委員会付託を省略して、直ちに審議します。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第1、議案第33号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第12号）案を議題とします。

説明を求めます。

葛西財政課長。

○財政課長（葛西昭仁君） 改めましておはようございます。

議案第33号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第12号）案についてご説明いたします。

今回の補正予算は、第1条において、繰越明許費を追加するものでございます。

次のページをお開きください。第1表、繰越明許費補正です。

繰越明許費の概要についてご説明いたします。3款2項、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童を養育する父母等に対し、児童1人当たり2万円の手当を支給するものでございます。

令和8年3月に生まれた新生児及び、令和8年3月に申請書の提出があったものについては、令和8年度で応援手当を支給することとなるため、今回、事務費と合わせ、335万円を繰越しするものでございます。

次に8款2項、橋梁維持事業2億2,810万円につきましては、橋梁補修工事及び橋梁補修詳細設計において繰越をするものでございます。橋梁補修工事では、今冬の豪雪及び雪解け水による水位上昇により、工程に遅れが生じ、年度内の工期確保が困難となったため1億8,141万2,000円を繰越しし、橋梁補修詳細設計では、国の補助申請に係る交付決定に時間を要したことから、入札手続きに着手することができず、年度内での業務完了が見込めないため、4,668万8,000円を繰越し、来年度での完了を目指すものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第33号は、原案のとおり可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

◎議案第34号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第2、議案第34号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めの件を議題とします。

山谷光寛君の退席を求めます。

〔教育長 山谷光寛君退場〕

○議長（木村良博君） 提案理由の説明を求めます。

倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） それでは、議案第34号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めの件についてご説明申し上げます。

現教育委員会教育長の任期が、令和8年3月30日に満了することに伴い、後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

本件において同意いただきたいのは、山谷光寛氏、再任でございます。

山谷氏の略歴等については、記載のとおりでございます。ご参照くださいませ。

議員皆様方のご賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第34号は同意することに決定しました。

山谷光寛君の入場を許可します。

〔教育長 山谷光寛君入場〕

---

◎議案第35号～議案第37号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第3、議案第35号から追加日程第5、議案第37号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めの件、以上3件を一括して議題とします。

説明を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） おはようございます。

それでは議案第35号から37号までについてご説明申し上げます。

3件の議案は、つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めため提案するものでございます。

ご同意をいただきたいのは、議案第35号の方は、奈良陽一氏、再任でございます。

議案第36号の方は三上みつる氏、再任でございます。

議案第37号の方は工藤嘉津彦氏、新任でございます。

3名の方の生年月日、現住所、略歴等につきましては、記載のとおりでございます。

3名の方の任期はいずれも3年となっております。

説明は以上です。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

ただいまの3件は、いずれも人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

採決は1件ずつ行います。

議案第35号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第36号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第37号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

---

#### ◎市長の挨拶

○議長（木村良博君） 次に、倉光市長より閉会に当たり挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 議長のお許しをいただきましたので市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました議案につきまして、すべて滞りなく、ご承認と御議決、ご同意を賜りました。誠にありがとうございました。

審議の過程で皆様からいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の市政運営に当たり、十分留意してまいりたいと存じます。

また、新年度予算に計上をさせていただきました重点施策を柱として、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、将来を見据えた実効性のあるまちづくりを実現するため、全庁一丸となって取り組んでまいり所存であります。

さて、この場をお借りいたしまして、いくつかご報告をさせていただきます。

まず初めに、日本酒プロジェクトつがれメロンについてでございます。

東京農業大学、それから竹浪酒造店と連携をして、全国でも珍しいメロンから採集した酵母を使用した純米酒つがれメロンが完成いたしました。

3月10日から市内の酒飯店や飲食店で販売を開始いたしました。

メロン産地としてのブランド力の向上と新たな付加価値の創出を目的として、令和元年度にスタートさせたプロジェクトがようやく形となって皆様にお披露目できたことはとてもうれしく思っております。

今後、つがれメロンを活用しながら、本市のPR活動をさらに進めていく所存でございます。

次に、水稻直播栽培研究会の設立についてご報告を申し上げます。

日本の農業において担い手の減少、それから高齢化に対応する新しい技術の開発が大きな課題となっております。

令和6年の一般質問にもございましたが、本市においても、農作業の省力化、超低コスト化に向けた取り組みは急務であるということを申し上げました。土壌や水資源、生態系への負荷を最小限に抑えながら、そして長期的かつ安定的に食料を生産し続ける。持続可能な農業を実現しながら、次世代へ引き継ぐことを目指していかなければならないと考えてございます。

このことから、本市では、関係機関と連携し、水稻直播栽培研究会を設立することといたしました。

今後は、研究協議を重ね雑草対策、収量確保、専用品種や機器の導入などの課題を検証し、普及に向けた取り組みを加速させていく所存でございます。

そして本日から市長就任6年目に入りました。

1年目から真摯に地域の声を聞きながら、政策の種をまき育ててきた施策がようやく芽を出し、枝葉を伸ばし、一部では花を咲かせ、実を結び始めていると思っております。

新たな雇用と市街地のにぎわいの創出、持続的に発展する農業の実現といった大きな果実の収穫のときを市民の皆様とともに楽しみに待ち、そうした年となるよう最善を尽くしてまいりたいと思っております。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

寒さの中にも春の兆しを感じられる頃になりました。県内の桜の開花は、昨年と同様に平年に比べ早まる見通しでございます。今年につがる市の春祭りは、4月18日土曜日と19日日曜日の2日間で開催することが決定しております。いい天気恵まれ多くの来場者でにぎわうことを期待しているところであります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、市政推進のため一層のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和8年第1回つがる市議会定例会を閉会します。

（午前10時29分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 木 村 良 博

署名議員 平 田 浩 介

署名議員 三 橋 あさみ